

民族共同体と法(二八)

—NATIONALSOZIALISMUSあるは「法」なき支配体制—

南 利 明

はじめに

第一章 民族共同体の建設——「あらゆるドイツ人、一人一人をわれわれの理想に合致した鑄型に入れて鑄直す」

一 戦いの第二段階

二 運命共同体の建設 I (『法経研究』第三七卷第三号、第四号、第三八卷第一・二号、第三九卷第一号)

三 運命共同体の建設 II (『法経研究』第三九卷第二号、第三号、第四号、第四〇卷第一号、第二号、第三・四号)

四 運命共同体から種共同体へ

五 種共同体の建設 I (『法経研究』第四一巻第一号、第二号、第三号、第四二巻第一号、第二号)

六 種共同体の建設 II

(一) 課題としてのドイツ民族の人種改良

(二) 反ユダヤ主義 (以上『法経研究』第四三巻第一号)

(三) ユダヤ人商店のポイコットとユダヤ人立法の開始

(四) ニュルンベルク人種法律 (以上『法経研究』第四三巻第三号)

(五) ニュルンベルク人種法律以降

(六) クリスタルナハト (以上本号)

民族共同体と法(一八)

(四) ニュルンベルク人種法律以降

(1) 公職からの追放の再開と拡大

『人種法律』の制定により、今や、「反ユダヤ主義」は一つの政党の綱領、政策といった性格を完全に喪失するに至った。それは、賛否を問われ、価値判断を迫られる、そうした類の問題ではなくなつた。ヒトラーは、既に、政權掌握前、ライプツィヒ最新ニュース紙編集長ブライテイングとの会談の中で、人種法律がもたらすであろう効果について次のように語つていた。「われわれは、ジャーナリストや外交官、将校に対し、アーリア人血統の証明を過去六世代にわたつて行うよう要求するつもりである。これと同じ措置が、東西南北を問わずドイツ全体にとられるはずである。その時、ドイツ人には、私の思想の全体へ無条件に服従する以外、残された道は存在しないであらう。」⁽¹⁾

たしかに、自己の血統の純粹性の証明を法律上義務づけられ、そのことを証明しえない者達が「ライヒ市民」たる資格を剝奪され、民族共同体の一員となりえないことが明らかとなつた、その瞬間、反ユダヤ主義は、単なる政治的な主義主張を超え、ドイツ人一人一人にとつて、「自己規定の原理」と化し、彼ら自身の「現存在に関わる問題」となつたのである。⁽²⁾ アーレントによれば、「八〇〇〇万のドイツ人が恐る恐るユダヤ人の祖父(母)がいないかと探しにかかつた時、そこで始まつたことはまさしく一種の聖別儀礼そのものであつた」という、「この儀式が終わつた時、(ユダヤ人の祖父母のいないことを明らかにした)誰もが自分は『仲間うちの者』のグループに属し、自分たちの反対側には『排除された者』の集団が存在しているとの気持ちを抱いたのである。」⁽³⁾ その限りにおいて、新たな「聖別儀礼」は、グライヒシャルトゥングの過程で、旧来の共同世界の瓦解によりアトム化され、定義しえない存在となつた一人一人のドイツ人にとつて、失われたアイデンティティを取り戻し、奪われた社会的安定性を保障する、そうした機会として機能するものともなつたのだといえよう。⁽⁴⁾

それでは、「排除された側の者」たちにとつて九月一五日の出来事はいかなる意味をもつものであつたのか。彼らはそれをどのように受け止めたのか。当時ヴュルツブルク大学歯学部（5）の学生であつたスターンの『回想録』はいう。「九月一五日、日曜日、午後、私たちは叔父ヤコブの別荘の美しい居間に集まり、ニュルンベルクから送られてくるラジオの中の継放送に聞き入っていました。やがて、いわゆる『ニュルンベルク法律』の制定が告知されたのです。ドイツに在住するすべてのユダヤ人の選挙権の剝奪、すべての雑婚の禁止、ユダヤ人とキリスト教徒の個人的な交際の禁止がその内容でした。さらに、ユダヤ人家族に対して、ドイツ人の女中、そもそも家事使用人の雇用が禁止されました。この命令は、叔父のヤコブと叔母のマルガレーテに手酷い打撃を与えずにはおきませんでした。それというのも、彼らの大きな別荘には三人の女中と一人の運転手が雇われていたのですから。彼らはショックの余り口もきけないほどでした。たしかに、ヒトラーの政府は既にこの二年の間権力の座にありましたが、叔父も叔母もこれまでほとんど自由を制限されたり、また暴力に晒されたといった経験をもちませんでした。田舎に住んでいた私たちにとつて、そうしたことは既に経験済のことであつたのですが。今や、ドイツ全土のユダヤ人たちが無理矢理眠りから覚まされ、事態のより一層の悪化と自らの将来に対する大きな不安を抱かされることとなりました。人々は、これまで以上に、はつきりと新しい法律を一つのシグナルとして理解し、本気になつてドイツからできるだけ速やかに立ち去る準備にとりかかつたのです。」

もつとも、スターンとは対照的に、ライヒ内務省の人種法律の担当係官であつたレーゼナーの戦後の報告によれば、当時、一部では、新たな『法律』を、それ以前ユダヤ人との婚姻に関し行政や司法の一部で行われていた恣意的な対応を抑制し、失われた法的安定性を回復するものとして、「歓迎する」（6）雰囲気さえみられたという。たしかにそうした面は否定しえなかつたにせよ、しかし、その後の事態の展開を待つまでもなく、既に国会でのヒトラーの提案演説を率直に聞く限り、スターンの理解と対応がより正しいものであつたことは明らかである。「ライヒ政府が〔立法に際し〕依拠し

たとこの考えは以下の通りである。即ち、一回限りの世俗的解決によって、ユダヤ民族との間に我慢可能な関係を構築しうる、そうした状況を作り出すことができないかということである。この希望が果たされず、ユダヤ人の煽動がドイツ国内および国際社会の中で今後も引き続き行われるようであるならば、その時には改めて対策を立てることが必要となるであろう。」この演説にSSの機関紙が与えた解説はより明快なものであった。「新たな法律は自らの掲げる課題解決へ向けたナチズムの断固たる意思を表現するものである。事態が今後どのように展開するのか、それを決定するのはユダヤ人自身である。フューラーは、国会の演説の中で、新たな法律が不十分であった場合、改めてより厳格な措置をとることを何ら躊躇するものではないとの見解を表明した。今日ユダヤ人はこの言葉を一つの警告として受け止めなければならない。」⁽⁸⁾

もつとも、政治指導部にとって今回の措置が「不十分である」ことは当初から計算済のことであったし、また彼らが今後の展開をユダヤ人の側からの対応に左右させるつもりなどさらさらなかったこともまた確かなことであった。既に、ゲーリングは、国会での演説の中で、二つの『法律』がユダヤ人問題解決のためのワンステップとして計画されたものでしかないことをはっきりと確認していた。即ち、『人種法律』は、ユダヤ人に対する戦いの「第一段階の終了を告げる標石」であると同時に、また、「今後予定される第二段階、第三段階の（種共同体）建設のための礎石」として位置づけられるべきものである、と。⁽⁹⁾このゲーリングの言葉通り、政府当局は、『人種法律』の制定直後から、民族の政治指導および共同体生活にとって重要となる公的、あるいはそれに準ずる職業分野からユダヤ人を追放するための作業を再開し、さらに拡大する措置をとることになる。

『法律』制定から半月後の九月三〇日、ライヒ法務大臣が、今なお裁判官または検事の職にあるすべてのユダヤ人の即時の解任を通告した。⁽¹⁰⁾同日、ライヒ内務大臣が、祖父母の内三ないし四人の全ユダヤ人を有する官吏の即時解任を

通告。一〇月一七日、ライヒ映画協會が、ユダヤ人映画館館主に対し、一二月一〇日までに、アーリア人への売却を命令。十一月四日、『ライヒ市民法第一命令』⁽¹¹⁾が、「公職」⁽¹²⁾への就職の禁止、ならびに『再建法』第三条第二項の例外措置によりその地位に留まることを許されていたユダヤ人官吏の⁽¹³⁾一二月三十一日付けの退職を命令。同じ日、ライヒ経済大臣が、公的に雇用された相場仲買人の十一月二日以降の取引所への立ち入りを禁止。十一月二日、ライヒ法務大臣が、公証人、代理公証人の申請および就任の条件として、本人および配偶者のアーリア人血統の証明を、また既にそれらの地位にある者の婚姻に際して、将来の配偶者となるべき者のアーリア人血統の証明を要求。⁽¹⁴⁾一二月三日、『ライヒ医師法』⁽¹⁵⁾が、申請時点における非ドイツ人医師の割合が人口全体に占める非ドイツ人の割合を超える場合、自己または配偶者の血統の故に官吏となりえない者については、医師の免許申請を却下すべきことを規定。同じ日、『法律相談分野における濫用防止法のための施行令』⁽¹⁶⁾が、法律相談業務を行う者の資格申請に関し、ユダヤ人を対象者から除外。

一九三六年一月七日、『ラント警察構成員の法的身分に関する命令』⁽¹⁷⁾が、ラント警察構成員の雇用条件として、ドイツ人またはそれと類縁の血の所有を挙げ、また、許可なくして婚姻した者については、解雇しうる旨を規定。一月二日、『ライヒ公課法第一〇七条aのための施行令』⁽¹⁸⁾が、第一〇七条aにもとづく許可につき、ユダヤ人を対象者から除外。

三月二六日、『薬局の貸貸並びに管理のための法律に関する第一命令』⁽¹⁹⁾が、薬局の賃借人となる資格の剝奪ならびにユダヤ人所有者に対し貸貸を命令。三月二日、ライヒ文筆家協會会長が、ライヒドイツ出版者連合会およびその理事会の会員に対し、当人および配偶者のアーリア人血統の証明を一八〇〇年にまで遡って行うことを命令。四月三日、『ライヒ獣医法』⁽²⁰⁾が、自己または配偶者の血統の故に官吏となりえない者による獣医免許の申請却下を規定。四月五日、ライヒ新聞協會会長が、会員に対し、要請があった場合、自己および配偶者のドイツ人または類縁の血の所有の証明を一八〇〇年にまで遡って行うことを命令。五月二六日、ライヒ造形美術協會会長が、会員に対し、自己および配偶者のアー

リア人血統の証明を祖父母にまで遡って行うことを命令。六月一九日、ライヒ内務大臣が、薬局の營業許可の付与を申請者がユダヤ人でないことを証明した場合に限定する旨を布告。⁽²¹⁾六月二十九日、ライヒ労働大臣が、外国為替の取り扱い業務の許可に關し、ユダヤ人を対象者から除外。⁽²²⁾七月七日、ライヒ大蔵大臣およびライヒ法務大臣が、協同組合の監査のため公的に選任される公認会計士の認可申請に關し、ユダヤ人を対象者から除外。⁽²³⁾七月十五日、ライヒ保険局が、相談医への就任をアリア人に限定。⁽²⁴⁾一〇月十五日、ライヒ教育大臣が、ドイツ人または類縁の血を有する生徒を対象とする私立学校の設立ならびに個人授業の許可の条件として、申請者および配偶者の血の純粹性に關し「官吏法」の定めを証明を要求。⁽²⁵⁾二月二一日、「世襲農場訴訟法」⁽²⁶⁾が、相統裁判所長官、世襲農場裁判所長官および裁判官、ライヒ世襲農場裁判所官吏への任命を、「世襲農場法」⁽²⁷⁾第一三条に定めるドイツ人または同じ血統を有する者に限定。

一九三七年一月二六日、「ドイツ官吏法」⁽²⁸⁾が、官吏法の全面改正を実施する中で、一九三三年の「官吏団再建法」、「官吏法改正法」の条項に代え、新たに第二五条として以下の統一規定を設置。「①官吏となりうる者は、ドイツ人またはそれと類縁の血を有する者に、また、既婚の場合、配偶者がドイツ人またはそれと類縁の血を有する者に限られる。但し、配偶者が第二級混血児である場合、例外を許容することができる。②官吏は、ドイツ人またはそれと類縁の血を有する者との婚姻のみを許される。但し、婚約者が第二級混血児である場合、婚姻を許容することができる。③第一項後段に定める例外の許容及び第二項後段に定める許可は、最高勤務官署がライヒ内務大臣及び党官房長官と協議してこれを行う。上記の機關は、第一項前段、第二項前段の例外を個々に許容することができる。」⁽²⁹⁾二月一三日、「ライヒ公証人法」⁽³⁰⁾が、公証人を「公職の担当者」であると定め、選任の条件として、本人および配偶者が官吏任命の前提である血の純粹性の条件を充たすことを要求、また、かかる条件が失われた場合、あるいは選任後、その存在が不法に推測されたことが明らかとなった場合、その者を解職すべきことを規定。四月五日、ライヒ内務大臣が、榮養士の國家試験受験者に対

し、両親および祖父父母の出生証明書および婚姻証明書の提出を要求⁽³¹⁾。四月一五日、ライヒ教育大臣が、博士号取得のための口述試験からの排除を布告⁽³²⁾。五月八日、『ライヒ医師法第二施行令⁽³³⁾』が、医師職業裁判所の構成員の条件としてドイツ人血統の所有を規定。六月八日、ライヒ郵政大臣が、自己または配偶者がアーリア人血統を有しない郵便職員の解任を布告。九月八日、『保険医認可に関する命令⁽³⁴⁾』が、保険医の認可に関し、自己または配偶者がドイツ人または類縁の血を有しない医師を対象者から除外、またドイツ人または類縁の血を有しない配偶者と婚姻するか、一九三三年七月一日以後婚姻した医師の認可の取り消しを規定。一〇月八日、『薬剤師の免許に関する命令⁽³⁵⁾』が、申請に際し、ユダヤ人でないことを証明する書類の添付を要求。同じ日、『薬剤師職業裁判所訴訟規則⁽³⁶⁾』が、裁判所の構成員および代理人の条件としてドイツ人または類縁の血の所有を規定。

一九三八年一月一日、ライヒ保険医協会が、任意疾病保険金庫からのユダヤ人医師の排除を命令。一月二日、『歯科医及び歯科療士の保険医認可に関する第五命令⁽³⁷⁾』が、認可を申請者および配偶者がドイツ人または類縁の血を有する場合に限定。一月二〇日、『公職に従事する測量技師の職務命令⁽³⁸⁾』が、自己または配偶者の血統の故に官吏となりえない者の申請を却下。二月五日、『競売業に関する第四改正法⁽³⁹⁾』が、業務の許可をユダヤ人ではない自然人に限定。二月一六日、『獣医の認可に関する命令⁽⁴⁰⁾』が、認可を認めない場合として、申請者が自己またはその配偶者の血統の故に官吏となりえない場合を規定。三月一八日、『武器法⁽⁴¹⁾』が、銃器および弾薬の製造、加工、修理の営業、ならびにこうした営業体の取得、売却、譲渡、仲介を禁止。五月一九日、『戸籍法第一施行令⁽⁴²⁾』が、婚約者が第二級混血児以上の場合につき、婚姻立会人となりえない旨を規定。六月二〇日、ライヒ経済大臣が、取引所への入場の不許可ならびに許可の取り消しを通告。七月六日、『営業法改正法⁽⁴³⁾』が、ユダヤ人および法人格を有するユダヤ人企業に対し、警備業務、不動産取引業、婚姻仲介業、通訳業等の営業を禁止。七月二五日、『ライヒ市民法第四命令⁽⁴⁴⁾』が、医師免許の一九三八年九月三〇日時点で

の失効、ならびに今後の免許の不交付を規定。ただし、『命令』は、ライヒ医師会の申請にもとづきライヒ内務大臣等による特別の許可を受けた医師については、自己の妻および嫡出子の他、ユダヤ人患者に限って医療行為を行うことを承認。無免許または許可を受けない治療に対して、一年以下の禁固および罰金、またはそれら何れかの刑罰を規定。七月二七日、『婚姻法施行令⁽⁴⁶⁾』が、SS隊員の婚姻に関し、『婚姻法』第一三条の準用を定め、国防軍兵士等と同様に上官の許可が必要である旨を規定。九月四日、『弁理士の認可に関する法律⁽⁴⁶⁾』が、自己または配偶者がドイツ人または類縁の血を有しない者の申請を却下しうる旨を規定。九月二七日、『ライヒ市民法第五命令⁽⁴⁷⁾』が、弁理士職からの排除、ならびに既に許可された者に対する一九三八年一月三〇日時点での許可の取り消しを規定。九月二八日、『看護法第一施行令⁽⁴⁸⁾』が、職業的に看護活動を行う者の許可に関し、ドイツ人または類縁の血を有する者であることの証明を、また、看護学校への入学許可に関し、志願者本人および配偶者がドイツ人または類縁の血を有する者であることの出生証明書等の文書による証明を要求。一〇月三十一日、『ライヒ市民法第六命令⁽⁴⁹⁾』が、弁理士職からの排除、ならびに一九三八年一月三〇日時点での登録抹消を規定⁽⁵⁰⁾。

(2) 経済のアーリア化の準備作業

公的職業とならんで、一般の経済生活の領域もまた「浄化作業」を免れるものではなかった。しかし、経済生活からのユダヤ人の排除が既定の方針であったにせよ、ナチスの経済政策が、当初、「雇用創出」や「景気回復」といった「純経済的観点」を優先せざるをえなかった事情は、たとえば、一九三三年七月一四日の閣議決定⁽⁵¹⁾が公共発注へのユダヤ人企業の参加を条件付とはいえ承認したこと、あるいは一九三五年九月一日付けのドイツ貯蓄銀行協会に宛てたライヒ兼プロイセン経済大臣の『回状⁽⁵²⁾』が、貯蓄銀行が行ったユダヤ人に対する独断的なポイコット問題に関連し、「いわゆるアーリア人条項は経済の分野に適用されるべきではない。アーリア人企業と非アーリア人企業の区別を行うことは不可

能である」との方針を明らかにしていたところにもあらわれていた。

しかしながら、こうした状況は、その後の失業問題の解消等急激なドイツ経済の立ち直りによって大きな変化を迎えることになる。それは一般の人々の眼にも明らかなる程の顕著なものであった。ベルリンで行われたオリンピックが「決定的な転換点であった」とスターンはいう、「その時まで、ポイコットの命令はなるほど忘れ去られたわけではありませんでした、しかし格別に強調されることもなく、そればかりかしばしば無視されさえしていました。(ところが)一九三六年以降、ユダヤ人との一切の交渉が、経済的であれ私的であれ、次第に眼に見えて後退していったのです。」⁽⁵³⁾

行政面での転換は、一九三七年秋、それまで経済の再建を最優先課題として党によるアーリア化政策の実行に反対してきたライヒ経済大臣シャハトの失脚⁽⁵⁴⁾によつてもたらされた。同じ頃、国防軍ではブロンベルクとフリッツュが、外務省ではノイラートがそれぞれ失脚しているが、これら保守派の大物の退陣は、ナチスの急進的な政策実行に対する最後の防波堤が崩れたことを意味するものであった。経済の分野も例外ではなかった。経済政策をめぐる激しい主導権争いを演じたあげく、ライヴアルの追い落としに成功したゲーリングが、翌年二月のフンク就任までの期間、シャハトの残した経済官僚を一扫し、経済省を自らが最高責任者を勤める「四カ年計画の執行機関」⁽⁵⁵⁾へと再編成し終わった頃、その背後では、既に、近い将来予想される本格的なアーリア化政策実行のための準備作業が着々と進行していたのである。「ユダヤ人企業とは何か」についての概念規定もその一つであった。先のシャハトの『回状』が経済分野へのアーリア人条項不適用の理由として「アーリア人企業と非アーリア人企業の区別を行えない」ことを挙げていたように、たしかに、経済のアーリア化を進める上で「ユダヤ人企業」に関する明確な定義づけが不可欠であったことは、ユダヤ人の公職からの追放がユダヤ人の定義を伴う形で行われたことからみても明らかであった。一九三七年二月一日、外国為替管理局に対し「ユダヤ人企業」への外国為替および原材料の割当量の削減を命じる『回状』を布告したライヒ経

済大臣代理ゲーリングは、この措置に関連し、翌年一月四日、企業の「ユダヤ的性格」確認のための問い合わせ先となつた商工会議所事業団に宛てた秘密の『回状』⁽⁵⁶⁾の中で、以下のいずれかのケースに該当する場合、当該企業は「ユダヤ人企業とみなされる」との指針を明らかにした。即ち、①個人企業で、所有者がユダヤ人である場合、②合名会社または合資会社で、ユダヤ人が無限責任社員である場合、③法人企業で、(a)法律上の代表権を有するユダヤ人が存在する場合、または(b)監査役会の構成員の四分の一以上がユダヤ人である場合、または(c)ユダヤ人が資本または議決権に関し決定的な力を有する場合、④その他、事実上ユダヤ人の支配的影響下にある場合がそうであつた。

ユダヤ人企業の定義と関連し、四月二二日、ゲーリングは、四カ年計画全権受託者の名において、『ユダヤ人企業偽装防止令』⁽⁵⁷⁾を公布した。『命令』は、ドイツ国籍所有者が、利己的動機から企業のユダヤ的性格を住民または当局に誤解ならしめるための意識的な隠蔽工作に協力した場合、ユダヤ人に代わつて法律行為を行い、その際相手方の誤解の下に、ユダヤ人の代理であることを明らかにしなかつた場合、いづれも重懲役、または一年以上の輕懲役および罰金を規定する。『命令』の目的が、当時多くの分野で見られた「ユダヤ人企業のダミー化」を防ぎ、アーリア化政策の実効性を保障することにあつたことはいふまでもない。

四日後の四月二六日、ゲーリングはアーリア化のためのもう一つの重要な布石を打っている。「ユダヤ人財産の在庫調べ」がそれである。ライヒ内務大臣フリックとの連名で公布された『ユダヤ人財産申告令』⁽⁵⁸⁾は、個人用の動産、贅沢品ではない家具を除き、五〇〇〇ライヒスマルク以上の財産を国内外に有するすべてのユダヤ人ならびにユダヤ人を配偶者にもつ非ユダヤ人、および国内に同様の財産を有するすべての外国籍をもつユダヤ人に対し、一九三八年六月三〇日まで、定められた書式に従い、その者の住居地を管轄する上級行政官署へ「全財産の申告と評価」ならびに「財産の変化（増加または減少）の届出」を行うことを義務づけるものであつた。故意または過失により上記の義務に違反した

場合の制裁として、『命令』は、当該財産の没収を含め、軽懲役および罰金またはこれら何れか一つの刑罰を、また故意による特別に重大な違反の場合については、一〇年以下の重懲役を科す旨を規定する。新たな措置の目的は、「申告と評価からドイツ経済生活におけるユダヤ人の影響の範囲を明らかにし」、「ユダヤ人の財産の動きを監視する」ことにある⁽⁵⁹⁾。四月二十七日現在で、五二万を超えるユダヤ人の内一三五七五〇人が申告を行い、その総額は七〇億五〇〇〇万ライヒスマルクにのぼった⁽⁶⁰⁾。

『命令』は、同時に、四カ年計画全権受託者に対し、「申告義務のある財産をドイツ経済の利益に合致するよう利用すべく、そのために必要な措置をとる」権限を授与したが、同日、ゲーリングは、早速、『ユダヤ人財産申告令のための命令』⁽⁶¹⁾を公布。第一章は、ユダヤ人が自ら所有する商工業、農業、林業を売却または賃貸し、あるいは用益権の設定を行う場合、上級行政官署による裁可を要件とする。これは、望ましくない譲渡を阻止し、あるいは経営の存続が経済政策上必要な場合、譲渡条件に影響を与え、さらにはユダヤ人の影響力を完全に排除することにより、「ユダヤ人企業のダミー化」を防止しようとするものであった⁽⁶²⁾。第二章は、ユダヤ人企業の創設、支店の開設についても、同様に上級行政官署による裁可を要件とする。いずれの場合も、故意または過失により必要な裁可なしにこれらの法律行為を行った者に対し、『申告令』に定めると同じ刑罰を科すことを規定する。

ところで、四月二二日の『ユダヤ人企業偽装防止令』の目的は差し当たり表題それ自体から見当がつくものであったにせよ、一月四日付けの秘密の『回状』を知らない大多数のドイツ人にとって、「企業のユダヤ的性格」が具体的に何を意味するか不明であったにちがいない。そのため、ライヒ政府は、六月一四日、『ライヒ市民法第三命令』⁽⁶³⁾を公布し、その中で改めて「ユダヤ人企業」について法的定義を下し、これを明らかにする措置をとっている。内容に関しては、「ユダヤ人企業の支店」および「支店の責任者がユダヤ人である非ユダヤ人企業の支店」は「ユダヤ人企業とみなされる」

との規定を追加した他は、先の『回状』との間に大きな相異は見られない。⁽⁶⁴⁾この『命令』のもつ重要性は、定義の公開もさることながら、むしろ、それ以上に、ユダヤ人企業の「登記」を命じたことであつた。登記簿への記載と、市長または地区警察官署による登記簿の管理が定められたことにより、アーリア化政策の実行に際し、関係する官署ならびに当事者が必要に応じ「ユダヤ人企業である」ことの確認を何時でも確実に行いうる態勢が整えられるに至つたのである。⁽⁶⁵⁾さらに、『命令』は、登記簿への記載だけではなく、ライヒ経済大臣に対し、登記されたユダヤ人企業に「特別な目印」をつけることの義務を課す権限を授与したが、その後、街のあちこちではペンキ職人がショーウィンドウにユダヤ人商店主の名前を大きな文字で書き込む光景が見られたという。⁽⁶⁶⁾そして、この作業の効果はやがて数カ月後ドイツで生じる出来事によって明らかとなる。

『第三命令』がユダヤ人企業の定義を下した結果、先にアーリア人条項の経済への適用を否定したシャハトの『回状』の前提条件は失われてしまった。シャハトの後任者フンクが就任直後の三月一日、すべてのライヒ最高官署およびラント政府に宛てた『回状』⁽⁶⁷⁾は、ライヒ経済省の方針転換を宣言するものであつた。「一九三三年七月一四日の閣議決定が前提とした雇用創出という純経済的観点は、ここ数年における失業問題の解決に伴い重要な意味を失つた。今日命じられていることは、公共発注の分野においても、ナチズムの経済政策の諸原則を考慮に入れ、ユダヤ人の影響力を撃退することである。」さらに、ユダヤ人企業の法的定義を定めた『ライヒ市民法第三命令』が公布された当日、ヴェルテンベルク内務大臣に宛てた『回状』⁽⁶⁸⁾では、より一般的な表現でもつてかつての抑制的な経済政策の放棄が宣言されている。「私が一九三五年九月一日付けの回状の中で主張した観点——いわゆるアーリア人条項は経済の分野に適用されるべきではなく、アーリア人企業と非アーリア人企業の区別は行いえない——は今日もはや維持されうるものではなくなつた。むしろ、今後は、四カ年計画全権受託者の指令にしたがい、ユダヤ人を経済分野からも可能な限り速やかに排除するこ

とが要請されている。」

(3) ユダヤ人名の強制と身分証明書、ユダヤ人旅券の交付

同じ頃、将来予想されるより包括的なユダヤ人問題の解決にとつて必要不可欠なもう一つの作業が密かに進行していた。一九三八年一月五日、ライヒ政府は、『姓名の変更に関する法律』⁽⁶⁹⁾を公布し、一方で、ドイツ国籍所有者ならびにドイツライヒに居住しまたは居所を有する無国籍者に対し、「重大理由」の存在を条件に、「姓の変更」の申請を許可するとともに、他方で、ライヒ内務大臣に対し改姓に関する管轄権を付与した。しかし、『法律』が、改姓問題一般を対象に、単に従来欠けていたライヒ全土に妥当する統一的規則の制定のみを目的とするものでなかつたことはいうまでもない。そのことは、三日後の内務大臣『回状』⁽⁷⁰⁾が、改姓の重大理由の具体例として、「ドイツ人血統者がユダヤ的姓を有する」場合を挙げ、逆に、「ユダヤ人及び混血児の申請は、改姓によりその者の血統が隠蔽される場合、認められえない」とした点からも容易に伺えるところであつた。既に行われたユダヤ人名の改姓に関しては、四月二一日付けの法務大臣『回状』⁽⁷¹⁾が、これを遡つて取り消しうるものとし、さらに管轄官署に対し過去の改姓の調査を命じている。

要するに、『ライヒ市民法』が行つた「血」という眼に見えない基準によるユダヤ人とドイツ人の選別を、「姓名」という眼に見える手段を使ってより具体的な形あるものにする⁽⁷²⁾こと、それが恐らくは立法者の意図であつたのであり、この点に関し、八月一七日の『第二施行令』⁽⁷³⁾の文言は疑問の余地のないものであつた。即ち、「ユダヤ人は、ライヒ内務大臣が設けた命名に関する指針に記載された名の使用のみを許される。」この条項を受けた翌日の内務大臣『回状』⁽⁷⁴⁾は、改めて、ドイツ国籍を有する子供は原則としてドイツの名を名乗らなければならないこと、ドイツ国籍を有するユダヤ人、あるいは無国籍のユダヤ人は付録に挙げた名の使用のみを許されること、その他のドイツ国籍所有者がこれらの名を使用することは認められないとの方針を掲げた上で、ユダヤ人が使用可能な男性の名として、アベル、イサク等一八五の

名前を、女性の名として、リベカ、ラケル等九一の名前を列挙した。これら以外の名を既に有するユダヤ人はどうであったのか。『命令』は、一九三九年一月一日以降、男性の場合は「イスラエル」を、女性の場合は「サラ」を、それぞれ自らの名に付け加えること、さらにこの件に関し先の時点から三カ月以内に戸籍吏ならびに地区警察官署へ文書により届け出ることを義務づけた。

『第二施行令』のもつ不吉な意図は、この『命令』が公布される以前、一五才以上のドイツ国籍所有者を対象に「身分証明書」の導入を決定した七月二二日付けの『身分証明書令』⁽⁷⁵⁾の実施のため翌二三日に布告された『第三告示』⁽⁷⁶⁾が、以下の定めを設けたことを知る者にとっては明白であつたらう。即ち、すべてのユダヤ人は、一九三八年一月三十一日までに、年令と無関係に、ユダヤ人であることを明示した上で、管轄権を有する警察官署に対し身分証明書の交付を申請すること、一五才以上のユダヤ人は常に身分証明書を携帯し、官署からの要求がある場合、それによつてただちに自らの身分を明らかにすること、国家または党の官署への書類の提出や照会、届出等に際し自発的にユダヤ人であることを明示し、身分証明書の登録地、登録番号を記載し、あるいは口頭の場合には身分証明書を提出することがそれであつた。そして、これ以降、ユダヤ人であることにより明確な表示を目的に、「J」マークが身分証明書の外側と内側に押印されることとなつたのである。⁽⁷⁷⁾

この後、ライヒ内務大臣が公布した一〇月五日付けの『ユダヤ人旅券令』⁽⁷⁸⁾は、先の『身分証明書令』と関連し、それを補うものであつた。『命令』は、ライヒ国内に居所をもつすべてのユダヤ人の旅券の無効を宣言し、刑罰威嚇を裏付けとして当該旅券の旅券局への二週間以内の提出を義務づけると同時に、国内用旅券については、新たに交付される身分証明書でもって代用し、海外用旅券については、所有者がユダヤ人であることを示すライヒ内務大臣の定めた「標識」を新たに付すことによつて有効となるとした。この標識として、同日付けのライヒ内務大臣の『施行令』は、先の身分

証明書の場合と同様に、「J」マークの押印を規定する。⁽⁷⁹⁾

ユダヤ人名の強制、ユダヤ人名を記載しJマークを押印した身分証明書の交付と携帯・提示の義務化、海外旅券の再交付に際してのJマークの押印が、ともに同じ一つの目的に定位するものであったことはいうまでもない。その目的とは、すべてのユダヤ人を警察の完全な管理下に置くこと、さらには、全住民の中からユダヤ人を識別し、とりわけ、国家や党の諸機関に対し、日常生活の様々な領域において職務遂行上必要不可欠となる「ユダヤ人である」ことの確実かつ容易な確認手段を提供することがそれであった。⁽⁸⁰⁾そして、やがて間もなく、多くのユダヤ人は、こうした目的がより大きな目的に向けた段階的措置の一つに過ぎなかつたことを気付かされることとなる。

- (1) (ed.) E. Calic, "Ohne Maske." (1968) S. 33f.
- (2) H. Arendt, "Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft." (1955) S. 528f.
- (3) H. Arendt, a.a.O., S. 558f.
- (4) H. Arendt, a.a.O., S. 529.
- (5) B. Stern, "So war es." (1985) S. 84.
- (6) B. Lösener, Vierteljahrhefte für Zeitgeschichte. 1961. S. 278f.
- (7) Verhandlungen des Reichstags. Bd. 458. S. 59.
- (8) Das Schwarze Korps. Vom 19.9.1935.
- (9) Verhandlungen des Reichstags. Bd. 458. S. 59.
- (10) 以下に紹介する各種法令の出典は、特記以外は以下の三つの文献または「B. Blau, "Das Ausnahmerecht für die Juden in Deutschland 1933-1945." 3. Aufl. (1965); (ed.) P. Sauer, "Dokumente über die Verfolgung der jüdischen Bürger in Baden-Württemberg durch das Nationalsozialistische Regime 1933-1945. Teil 1.2." (1966); (ed.)

- J. Walk, "Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat." (1981)
- (11) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1935. S. 1333.
 - (12) 「公職」の担当者とは「官吏」を含み、それより広い概念であった。『ライヒ市民法第二命令』（Reichsgesetzblatt. 1935. Teil I. S. 1524.）による。 「官吏の他、政府またはその他の高権的任務の遂行のために任ぜられた者」をいい、たとえば、公証人、商事陪席判事、参審裁判官、陪審裁判官、破産管財人、強制管理人、仲裁者、食肉検査官、公印配付者がそうであった。逆に、公職担当者とみなされなかった者として、遺言執行人、後見人、保佐人、弁護士、医師がある。(RdEntl. RuPrMdt. vom 21.12.1935., Ministerial = Blatt für die Preussische innere Verwaltung. 1935. S. 1506.; W. Stuckart, Deutsches Recht. 1935. S. 561.)
 - (13) ユダヤ人官吏の範囲についても、『ライヒ市民法第二命令』が規定する。ライヒおよびラントの直接官吏、間接官吏の他、官吏の権利および義務を有する社会保険庁職員、公立学校教員、大学教員、名譽教授、員外教授、私講師、公立病院および公共病院の指導的医師、健康保険審査医師もまた、官吏とみなされ、あるいは官吏に含まれるとされる。この他、『命令』は国防軍構成員への準用、国立銀行および国鉄への授權を規定する。
 - (14) Deutsche Justiz. 1935. S. 1688.
 - (15) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1935. S. 1433.
 - (16) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1935. S. 1481.
 - (17) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1936. S. 8.
 - (18) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1936. S. 11.
 - (19) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1936. S. 317.
 - (20) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1936. S. 347.
 - (21) Ministerial = Blatt des Reichs = und Preussischen Ministeriums des Innern. 1936. S. 828.
 - (22) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1936. S. 524.
 - (23) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1936. S. 559.
 - (24) Deutscher Reichs- und Preussischer Staatsanzeiger. Nr. 163.

- (25) Deutsche Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung. 1936. S. 466.
- (26) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1936. S. 1082.
- (27) 「血統」の証明につき、『法律』は、「ライヒ官吏法第一条aに定めるアーリア人血統が証明された場合推測される」として緩和措置を講じてゐる。
- (28) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1937. S. 39.
- (29) 『法律』は一定の条件の下に例外的措置を認めたものの、「プリントナー等の編集になる『注釈書』は、「ナチスライヒの官吏たる者、混血児との婚姻を旨と進んで拒否する、或うした精神的・世界的態度をもつものでなければならぬ」として (Pfundner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht," Ic-12. S. 68 (neu).) また、ライヒ内務大臣の一九三八年二月八日付の『回状』(Ministerial = Blatt des Reichs = und Preussischen Ministeriums des Innern. 1938. S. 2111.) は「警察官吏に關し、彼らが「官吏団に占める特別の地位」とりわけ警察とSSの緊密な關係」を理由に、「私は、例外的にして〔第二五条第二項、第三項に定める〕許可を与えることを拒否するものである」との方針を明らかにした。
- (30) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1937. S. 191.
- (31) Ministerial = Blatt des Reichs = und Preussischen Ministeriums des Innern. 1937. S. 583.
- (32) Deutsche Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung. 1937. S. 224.
- (33) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1937. S. 585.
- (34) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1937. S. 977.
- (35) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1937. S. 1118.
- (36) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1937. S. 1122.
- (37) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 29.
- (38) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 40.
- (39) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 115.
- (40) Reichsministerialblatt. Zentralblatt für das Deutsche Reich. 1938. S. 205.
- (41) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 265.

- (42) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 533.
- (43) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 823.
- (44) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 969.
- (45) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 923.
- (46) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 1150.
- (47) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 1403.
- (48) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 1310.
- (49) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 1545.
- (50) ドイツ人血統の所有、および血の純粹性の保護とならんで重要となる「忠誠」に関しては、既に、『ライヒ市民法』が一般的な形で「ドイツ民族及びライヒに対する忠誠」をすべての「ドイツ市民」の義務としていたが、本文に紹介する法律命令は、それぞれ、免許あるいは許可等の条件として、改めて「政治的・道徳的信頼性」あるいは「民族の指導者アドルフ・ヒトラー」「ハインライヒ」に対する「無条件の忠誠」「服従」の「宣誓」等を要求する。
- (51) (ed.) P. Sauer, "Dokumente über die Verfolgung der jüdischen Bürger in Baden-Württemberg durch das Nationalsozialistische Regime 1933-1945. Teil 1." S. 195.
- (52) (ed.) P. Sauer, a.a.O., S. 188.
- (53) B. Stern, "So war es." S. 55.
- (54) 辞任の経緯に関して「シャントナ」戦後の血は（"Abrechnung mit Hitler." (1948) S. 67ff.; "76 Jahre meines Lebens." (1953) S. 467ff.）において「一九三七年六月末、ゲーリングが私の頭越した。また事前の報告なしに、一つの鉱業条例を布告した時——そのことは経済大臣の権限にもつばら属することであった——、私はただちにヒトラーに対し辞任を申し入れた」ものの、経済政策をめぐる意見の相違を表沙汰にしなくなかったヒトラーから「辞任を勝ち取るためにほぼ三カ月間戦わなければならず」「賜暇が与えられたのは九月五日、正式な辞任の決定は十一月二六日のことであったという。
- (55) U.D. Adam, "Judenpolitik im Dritte Reich." (1979) S. 172f.
- (56) (ed.) P. Sauer, a.a.O., S. 193.

- (57) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 404.
- (58) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 414.
- (59) Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht." III-22. S. 1 (neu).
- (60) W.A. Boelcke, "Die deutsche Wirtschaft. 1930-1945." (1983) S. 214.
- (61) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 415.
- (62) Pfundtner/Neubert, a.a.O., S. 7.
- (63) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 627.
- (64) 「ユダヤ人が資本または議決権に關し決定的な力を有する」場合として、『回状』が「ユダヤ人の同意なしに最高執行機關の決定が行われえない」場合を挙げていたのに対し、『命令』は、より具体的に、「ユダヤ人が四分の一以上の資本を有する」場合、「ユダヤ人の議決権が全体の半分を占める」場合がそうであるとする。その他、『命令』は、同じ定義を「組合、財団、施設、企業ではないその他の事業団」に対しても準用する。
- (65) Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht." Ia-23. S. 21 (neu), 26 (neu).
- (66) I. Deutschkron, "Ich trug den gelben Stern." (1978[1985]) S. 30f. [馬場訳『黄色い星を背負った』]
- (67) (ed.) P. Sauer, a.a.O., S. 195.
- (68) (ed.) P. Sauer, a.a.O., S. 203.
- (69) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 9.
- (70) Ministerial = Blatt des Reichs = und Preussischen Ministeriums des Innern. 1938. S. 69. ユダヤ人の改姓問題に關する行政上の対応措置としては、プロイセンでは、既に政権掌握直後の一九三三年四月三日、法務大臣が、ユダヤ人から提出される改姓の申請について、血統の隠蔽を防ぐことを目的に、法務省へこれを送付すべきことを命令し (ed.) J. Walk, a.a.O., S. 9) の四日後、内務大臣が、この件に關しては今後内務省が管轄権を有すること、またユダヤ人名の変更は、申請者がユダヤ人血統ではないことを証明した場合に限られる旨を (ed.) J. Walk, a.a.O., S. 11.) せらば、五月十三日、ユダヤ人の改姓は他のユダヤ人名への変更に限って許可される旨を (ed.) J. Walk, a.a.O., S. 23.) それぞれ布告している。
- (71) Deutsche Justiz. 1938. S. 656.

- (72) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 1044.
- (73) Ministerial = Blatt des Reichs = und Preussischen Ministeriums des Innern. 1938. S. 1345.
- (74) 既にこれ以前、ライヒ兼プロイセン内務大臣は「一九三七年四月一四日付けの『回状』において、『ドイツ民族同胞の子供は原則としてドイツの名のみを持たなければならない』との方針を明らかにしていた。(Zeitschrift für Standesamtswesen. 1937. S. 148.) 戸籍役場により申請を却下された家族からの訴えが裁判所に提起されたが、たとえば「ヨシエム」^{1247c}は、以下の理由を挙げ、これを退けている。「ドイツ人の子供にいかなる名をつけることが許されるかは公法の領域に属する問題である。今までのところ、制定法上の根拠は存在しない。〔しかし〕ドイツ人の子供にはドイツの名がつけられるべきであるということが至高の原則である。……ヨシエムというような一般に『典型的にユダヤ的』と感じられている名を子供につけることが認められるかという問題は、今日まったく新たな観点から考えられなければならない。その際、決定的なことは、かかる名が、権力掌握以来その実現に努力してきた民族と国家についてのナチズムの見解と合致しうるものであるか否かということである。この観点からすれば、このような名の許可は端的に拒否されるべきものとなる。ナチズムは、政治、経済の領域だけでなく、とりわけ精神的領域でも、ユダヤ人の危険性がいかに巨大なものであるかをドイツ民族に示して来た。」¹²⁴⁸他、回状の判決とこぼし。RG. Urt. vom 23.2.1940, Deutsches Recht. 1940. S. 918f.
- (75) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 913.
- (76) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 922.
- (77) I. Deutschrhon, aa.O., S. 29. なお、彼女によると、身分証明書には左耳の形がはっきりとわかる写真を貼るよう決められていたという。その理由は、人種研究家の発見によると、ユダヤ人の左耳はセム系の素性を示すとされ、左耳の形によって人種の判定ができるからというわけであった。
- (78) Reichsgesetzblatt. Teil I. 1938. S. 1342.
- (79) (ed.) J. Walk, aa.O., S. 244.
- (80) Pfundtner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht." Ib-1. S. 25.

内クリスタルナハト

一九三八年一〇月一四日、ライヒ空軍省で行われた四カ年計画に関するゲーリングの演説は、それから一カ月足らず後、ドイツで始まった決定的な展開を見るならば、ナチスがその折々ユダヤ人に対して行つた様々な宣戦布告の中でもきわめて重要な意味をもつものであつた。「ユダヤ人問題は」と彼はいう、「ユダヤ人の側にとつと経済の領域から出てゆく気が見られないならば、その解決のため、今やあらゆる手段を使って取り組まなければならない課題となつた」と。この発言からも明らかのように、経済のアーリア化は、四カ年計画全権受託者の頭の中で、ユダヤ人問題全体の中に位置づけられ、その最終解決に定位し、その全体計画の中で決着がはからなければならない政策課題としてとらえられていたということである。ゲーリングが引き続き下部党員によるユダヤ人資産の恣意的な接収を厳しく非難したことは、こうした認識と無関係なものではなかつたであろう。「オーストリアにおいて行われてきたような無統制のアーリア化は断固阻止しなければならない。こうした野蛮な作戦行動を止めさせることが必要である。ユダヤ人問題の解決が無能な党員たちのための慈善事業とみなされるようなことがあつてはならない。……アーリア化は党の仕事ではない。それは唯一もつぱら国家の問題である。」⁽²⁾しかし、同時に、たとえそのことが「国家の問題」であつたにせよ、この時期、ゲーリングが、これから始まる新たな戦いの手段を「国家的」なそれに限定するつもりなどなかつたことも間違いないところであつた。ユダヤ人問題は、先の発言にあるように、「今や、その解決のため、あらゆる手段を使って取り組まなければならない」、そうした段階に到り着いたのだ。

攻撃開始の「きつかけ」だけが問題であつた。ゲーリング等が待ち望んでいたそれは、先の演説から一カ月足らず後、思いがけないところからもたらされた。一月七日、ポーランド系ユダヤ人学生グリュンスパンによるパリ駐在ドイツ

大使館員フォーム・ラートに対する狙撃事件がそれである。早くも翌日のフェルキツシャー・ベオバハターは、「この新たな行為からしかるべき結論を引き出す」つもりであることを宣言した。もつとも、こうした脅しをまつまでもなく、同じ日、比較的穩健な立場に立つドイツチェ・アルゲマイネ・ツァイトゥングが、「パリのドイツ大使館でのユダヤ人による暗殺の企ては、間違ひなくドイツ在住のユダヤ人にとってこの上もなく重大な結果をもたらすことになるであろう」との警告を行ったように、政権掌握から既に六年近く、ナチスのやり方に精通した者たち、とりわけ国会放火事件とそれに続く一連の出来事を記憶する者にとって、今回の事件が何をもちたらずことになるかは明らかであつたにちがひない。

事実、事件発生から二日後の十一月九日、この日は丁度「ビヤホール・プッチ」の一五周年記念日にあつてはいたのだが、パリから届いたフォーム・ラート死亡の報せがユダヤ人に対する「ボグロム」開始の合図となつた。ミュンヘン市の旧庁舎ホールで古参黨員を集めて開かれていた記念式典の最中、午後九時頃、報せを受けたヒトラーは、ただちに恒例の演説を取り止め、ゲッベルスと二人きりで話し合つた後、「SAを解き放つべき時がやつて来た」との言葉を残して市内の私邸に戻つた。⁽⁶⁾午後一〇時、代つて演壇に立つたゲッベルスは、残された大管区指導者等を前に、激しいユダヤ人攻撃を展開し、その中で、「既にクルヘッセンおよびマグデブルク・アンハルト大管区では反ユダヤ主義的決起が開始され、ユダヤ人商店の破壊とシナゴグへの放火が行われた」ことを報告。さらに、この後、彼は決定的な発言を付け加えた。即ち、「フューラーは、このような示威行動が党によつて準備されたものでも、組織されたものでもなく、自発的に生まれたものである限り、それを抑制するには及ばないとの決定を下した」と。これはユダヤ人に対する宣戦布告以外の何物でもなかつた。実際、この時、ライヒ宣伝大臣の発言を、「党は外部に対してデモの主謀者として姿を現すべきではないが、しかし、実際にはそれを組織し、かつ実行しなければならぬとの趣旨で受け取つた」出席者は「その旨をただちにそれぞれの大管区事務局に宛て電話連絡した」といふ。⁽⁷⁾

東プロイセンのナイデンブルクでも、この日、当地の党指導部による記念式典が行われていたが、その終了後、隊員の昇進祝いの酒が振る舞われている最中、午前二時頃、管区指導者からSAの部隊長に対し以下の命令が下された。「大使館員フォーム・ラートの暗殺に対する報復として、今晚、東プロイセンのシナゴークはことごとく焼き払われなくてはならない。さらにすべてのユダヤ系商店を占拠し、ユダヤ人を拘禁し、業務用書類を焼却しなければならない。だが、貴重な物品の破壊は禁じられている。これらの措置は、国家警察と連携して実施される。この作戦に対する責任は、管区指導者が負う。」

秘密国家警察局の対応も素早かった。先の集会の解散から一時間半程後、第二局ミューラーの名において、国家警察支(分)署宛てにテレタイプが発信され、その中で、「全ドイツで、時をおかず、ユダヤ人、とりわけシナゴークに対する攻撃が開始されるであろう」との連絡とともに、この攻撃に合わせて、「シナゴークに保管されている重要文書資料の押収」と「二ないし三万人のユダヤ人、とりわけ裕福なユダヤ人の拘禁」が命じられた。さらに、一時間半程後の午前一時二〇分、ハイドリツヒはより詳細な指令を全国家警察支(分)署およびSD管区支部・地方支部に対し打電した。「パリで起こった暗殺事件の結果、今夜の内(一九三八年一月九日から一〇日)に、ライヒ全土において、ユダヤ人に対する示威行動が行われることが予想されうるに至った。こうした事態に対処すべく、以下の命令を布告するものである。①国家警察支署指導者またはその代理人は、この電信を受け取った後ただちに、それぞれの地区を管轄する政治指導部——大管区指導部または管区指導部——と電話連絡をとり、示威行動の実施に関して打ち合わせを行うこと。……(a)ドイツ人の生命、財産を危険に曝すことのない措置のみが認められている。(たとえば、シナゴークの焼き打ち、周囲への類焼の危険がない場合にのみ、これを認めてよい。)(b)ユダヤ人商店および住居に対する破壊は許されるが、略奪は認められていない。警察は、この指令の実施を監視し、略奪者を拘禁する任務を負う。……(d)外国籍を有する者に対

しては、たとえユダヤ人であれ、迷惑をかけることは許されていない。②以上の方針が守られる限り、警察は現に行われている示威行動を妨げてはならない。むしろ、行うべきは、先の方針が守られるよう監視することである。③すべてのシナゴークとユダヤ教団体事務所に保存されている文書資料を警察権により押収せよ。……⑤すべての地区において、現在ある拘禁所への収容が可能な限り、できるだけ多くのユダヤ人、とりわけ裕福なユダヤ人を拘禁せよ。差し当たり対象となるのは健康な男性のユダヤ人のみであり、老令者ではない。拘禁した際、できるだけ速やかにユダヤ人を収容所に収容すべく、ただちに管轄権を有する強制収容所と連絡をとるものとする。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾」

ポログムの実際はどうであつたのか。当時一七才であつたユダヤ人少女インゲ・ドイッチェクローンの『回想録』は当夜のベルリンの様子を次のように伝えている。「ベルリンの街路は大混乱の状態に陥っていました。大小の斧や棍棒を持ったSAの男たちが、目印によつて容易に判別できるユダヤ人商店の窓ガラスを叩き割り、徹底的な破壊を行ったのです。クーパーフルステンダムでは、泥だらけのマネキン人形がガラスの破片の中に横たわっていました。また、窓ガラスがなくなりぼつかりと穴の開いた窓からは、破れた衣服が風にはためいているのが見えました。破壊と暴力の光景をいっそう完璧なものにしたのは略奪者たちです。商店の中では、引き抜かれた引き出しが転がり、洗濯物が散乱し、家具は打ち砕かれ、陶器は叩き割られ、帽子は踏みつぶされていました。もうもうとした濃い煙がファーザーネン通りの上にたちこめていましたが、そこはシナゴークがあつた所です。私たちの誰もが敢えてそこに近づこうとはしませんでした。すべてのシナゴークが、ラジオの表現を借りれば『自然発生的な』民族の憤激によつて焼き打ちにされ、燃え落ちたということは既に承知していました。警察と消防は傍観者を決め込み、せいぜい見物人を火事場から遠ざけるぐらいのことしかしなかつたのです。⁽¹²⁾」

放火と略奪、破壊により夥しい量の硝子が砕け散つたことに因み、やがて「クリスタルナハト」の名で呼ばれるこの

夜の出来事がドイツ全土にもたらした被害はどれほどのものであったのか。ハイドリツヒがゲーリングに宛てた一日付けの報告書は、「ユダヤ人商店および住居の破壊の規模はいまだ確認しえないところである」とことわりながら、それまでに判明した被害状況として以下の数字を挙げていた。八一五の商店の破壊、二九の百貨店の放火または破壊、一七一の住居の放火または破壊、一九一のシナゴークの放火、七六のシナゴークの完全な破壊、教区会館、墓地内礼拝堂、その他類似の建物の放火が一、完全な破壊が三。ユダヤ人の死者と重傷者がそれぞれ三六人。もつとも、これらの数字は、シナゴークの放火を別にすれば、「実際に行われた破壊のごく一部」でしかない⁽¹³⁾とハイドリツヒはいう。事態が明らかになれば、「先の数字は数倍にふくれあがることは間違いない」。

放火と破壊だけではなかった。ミュラーとハイドリツヒの指令にあるように、この夜とられたもう一つの重要な作戦行動は、国家警察による「裕福なユダヤ人の拘禁」であった。既にグリユンスパンの暗殺行為が行われる四日前に、SSの機関紙は、「ユダヤ人だけに限られた職業できちんと生活のための収益をえていないすべてのドイツ在住ユダヤ人を隔離収容しなければならぬ⁽¹⁴⁾」との檄を飛ばしていたが、今や、政治的敵対行為、労働忌避のような反社会的行為、あるいは些細な犯罪行為といったものではなく、文字通り「ユダヤ人である」ことを理由とした大規模な拘禁が開始されたのである。今回の目標数は「二ないし三万人」であった。「ダハウ、ブッヘンヴァルト、ザクセンハウゼンの各収容所にはそれぞれ一〇〇〇〇人の収容が可能である」との至急報をベルリンのゲシュタポから受け取った各国家警察支(分)署の手によって、結局、ダハウに一〇九一人、ブッヘンヴァルトに九八四五人、ザクセンハウゼンにおよそ六〇〇〇ないし一〇〇〇〇人のユダヤ人が送りこまれた⁽¹⁷⁾。

ユダヤ人公証人ノイマンは、連行されるトラックの中で、移送責任者から「われわれは今やわれわれが思う通りにユダヤ人問題を解決するつもりである⁽¹⁸⁾」と聞かされたというが、収容所に到着した彼らを待ち受けていた現実、彼らの

予想をはるかに超えたものであったにちがいない。「常に千人単位で囚人が到着したにもかかわらず、SSが大きな鉄格子の門ではなく、一人用の狭い通路しか開けなかったことにより、大勢の人々が入口の所でつかえてしまった。鉄の棒や鞭、棍棒をもった各ブロック長がこの通路と平行して立ち並び、新参の者たちをさんざんに打ちのめした。そのため到着したばかりのユダヤ人はたちまち残らず負傷するはめとなった。当時収容所で起こったことはわずかな言葉で表現しうるものではない。既に最初の夜に六八人のユダヤ人が精神に異常をきたし、荒れ狂う犬のようなゾンマーたちによつて殴り殺されたことだけを指摘するにとどめよう。四〇〇人からせいぜい五〇〇人用のバラックに二〇〇人もユダヤ人が詰め込まれた。衛生状態はとても想像もできないほどのものであった。百マルク紙幣がトイレトペーパーの代用として使用された。SSの軍曹たちはユダヤ人の頭を満杯になったトイレの便槽に突っ込み、窒息させたりもした。或る日、冷たくなつた鯨肉を食べた後、殆どの囚人が下痢症状に陥つた時、バラックの収容所は凄まじい様相を呈するに至つた。便所の傍には、下痢のためもはや使用できなくなつた帽子や服、下着が山のように積み上げられたのである。」⁽¹⁹⁾

今回のポグロムを長引かせるつもりは政治指導部にはなかつた。早くも一〇日の夕刻には中止が決定され、その日の内にゲッベルスの声明がすべての放送局を通じてドイツ民族に対して知らされた。「ユダヤ人による卑劣なバリ駐在ドイツ大使館員暗殺行為に対するドイツ民族の正当にして当然の憤激は、昨夜、大規模な爆発をもたらすに至つた。ライヒの多くの都市や町で、ユダヤ人の建物と商店に対する報復がなされた。しかし、これ以降、すべての住民に向け、ユダヤ人に対する一切の更なる示威行動や反撃を、その種類を問わず、ただちに中止するよう厳しく要請する。」⁽²⁰⁾結局、ポグロムは、ここでもまた、やがて「最終解決」に至る一つのステップでしかなかつた。これ以上の破壊と略奪は、ユダヤ人ではなくドイツ経済に対し重大な損害を与えることが容易に予想された。差し当たり、政治指導部にとつては「ユダ

ヤ人の生活圏をより一層狭め、いまだ残存しているユダヤ人の経済的・文化的な自立性を機能停止に追い込んでゆく、そのための「口実」が与えられただけで十分であったのだ。⁽²¹⁾ 彼らの関心は早くも次の目標、つまりユダヤ人政策のより一層の急進化のために今回の騒動からいかなる果実を引き出すかに向けられていた。ゲッベルスの先の声明はいう。「パリで起こったユダヤ人による暗殺行為に対する最終回答は、今後、立法や命令という手段でもって、ユダヤ人に対し与えられることになるであろう。」

中止命令の当日、早くもSSライヒ指導者兼ドイツ警察長官が、武器を所有するユダヤ人の保安拘禁を命令した。⁽²²⁾ 翌一月一日、ライヒ内務大臣が『武器所有禁止令』を公布し、「ユダヤ人種による犯罪的陰謀からのドイツ民族の保護」⁽²⁴⁾を目的に、ユダヤ人に対し、銃器、弾薬、刃器の取得、所有、携帯を禁止するとともに、所有中の武器、弾薬を直ちに無償で地区警察官署に提供することを義務づけ、故意または過失により禁止に違反した者については、軽懲役および罰金を、特に重大な違反の場合、五年以下の重懲役を規定した。

これらの命令は単なる前触れでしかなかった。一月一二日、ゲーリングは、本格的な対応策を検討すべく、関係閣僚をライヒ空軍省に召集したが、⁽²⁵⁾出席者の顔触れはこの日の会議の重要性とテーマの広がり暗示するものであった。内務大臣フリック、法務大臣ギュルトナー、大蔵大臣フォン・クロジク、民族啓蒙宣伝大臣ゲッベルス、経済大臣フンク、宗教大臣ケルルの他、内務省次官シュトゥカルト、外務省次官補ヴェアマン、保安警察兼SD長官ハイドリヒ、秩序警察長官ダリユーゲ、ウィーン大管区指導者ビュルケル、さらにはライヒ国立銀行からブレッツィングがそれぞれ出席。午前一一時に始まった会議の冒頭、ゲーリングは、フューラーから「ユダヤ人問題解決のための権限」を付与されたことを明らかにした。「諸君、本日の会議は決定的に重要である。私は、フューラーの命令にもつきボルマンから送られてきた一通の手紙を受け取った。そこには、ユダヤ人問題を今度こそ全体的に統括し、何らかの方法で解決しなけ

ればならないと記されてあつた。昨日もフューラーから電話があり、今こそ決定的な措置を中央にあつて統括するようにとの命令が与えられた。」この後、四時間近くに及んだ会議の中で何が議論され決定されたのか。会議の終了間際、ゲーリングの口から飛び出した発言——「もう一度言わせてもらえば、ドイツではユダヤ人でありたくないものだ——からおおよその察しがつこうというものであつたが、いずれにせよ、ユダヤ人たちは、この後、それこそ「目が回るほどに」「矢継ぎ早に」発せられた法律、命令等により否応もなく自らの不吉な運命を知らされることとなつたのである。

会議が終わつたその日の内に、ゲーリングは、四カ年計画全権受託者の名において、三つの命令を公布した。『贖罪命令』がその一番手であつた。『命令』は、ポグロムが生み出した損害をユダヤ人自身の手によつて賠償させようとの意図の下に、ドイツ国籍を有するユダヤ人全員を対象に、ドイツライヒに対する総額一〇億ライヒスマルクの「課徴金」の支払いを義務づけるものであつた。前文は、その理由として、「卑劣な殺人行為さえ辞さないユダヤ人種のドイツ民族及びライヒに対する敵意ある態度が、断固たる防衛と厳格な贖罪を要求する」ことを挙げている。支払い方法に関しては、二一日の『施行令』⁽²⁷⁾がこれを定め、四月二六日の『ユダヤ人財産申告令』により国内外にある全財産の申告と評価の義務を負うドイツ国籍を有するユダヤ人および無国籍のユダヤ人に対しその者の有する全財産の二〇%の課徴金を賦課することとし、具体的には、一月二五日から始まつて翌年二月一五日、五月一五日、八月一五日の四回に分け、特別な請求なしに、その都度五%の額を支払うべきものとした。⁽²⁸⁾

二つ目の『ドイツ経済生活からユダヤ人を排除するための命令』⁽²⁹⁾は、既に七月六日の『営業法改正法』が個々の重要な営業領域を脱ユダヤ化した後を受けて、より一般的な排除を目的に、ユダヤ人に対し、一九三九年九月一日以降、小売業、通信販売業、配達業、自営手工業の経営を行い、あるいは、一切の市場、見本市、展示会への商品、工業製品の供給、宣伝、受注を行うことを禁止し、また、ユダヤ人企業がこれらの禁止に違反した場合については、警察による閉

鎖を規定。この他、ユダヤ人は、一九三九年一月一日以降、一九三四年一月二〇日の『国民労働秩序法』にいう「経営指導者」となることはできず、また、企業において「指導的従業員」の地位にある場合、六週間の告知期間をもつて解雇しうるものとする。ユダヤ人管理職の排除に加えて、『命令』は、協同組合からの追放を目的に、組合への加盟を禁じ、また既に組合員である者については、一九三八年一月三十一日付けでの除名を定めた。

この日三つ目の命令となつた『街頭景観修復命令』⁽³⁰⁾は、一月八日から一〇日にかけてのポグロムがもたらしたユダヤ人企業および住居の一切の破壊の修復を目的に、ユダヤ人所有者およびユダヤ人経営者に対し、これらの破壊をただちに自己の費用でもつて修復することを義務づけるものであつた。なお、建物等の破壊に関連し、先の会議で長い時間をかけて論議された問題に、損害保険金の支払いがあつた。もし、ユダヤ人加入の保険契約が請求通りすべて履行されたなら、たちまちドイツの保険会社の多くは破産に追い込まれたであろう。逆に、支払いを拒否すれば保険会社にとって致命的な国際信用の失墜を招くことになつたにちがいない。この厄介な問題に関し、『命令』は、会議でのハイドリヒの提案に従い、きわめて単純明快な回答を与えた。「ドイツ国籍を有するユダヤ人の保険金請求権は、ライヒがこれを差し押さえるものとする。」

同じ日、保安警察長官が、破壊されあるいは放火されたシナゴグの再建許可を当分の間付与しない旨を布告。ミュンヘンでは、財務局長が、銀行口座からの引き出し限度額を一週当たり一〇〇ライヒスマルクに限定。ゲッペルスが、ライヒ文化協会会長の名において、文化施設、とりわけ劇場、映画館、音楽会、講演会、演芸場（寄席、キャバレー、サーカス等）、ダンスホール、文化的展覧会への入場の即時禁止を命令⁽³¹⁾。そこには、「劇場や映画館においてユダヤ人と並んで座ることをドイツ人に求めることはわれわれドイツ人の芸術生活の品位を貶めるものとなる」⁽³²⁾からとの理由が付されていた。

翌日、ベルリンで開かれた冬季救済事業の名誉協力者の集会で挨拶したゲッベルスは、前日政府が決定した命令や方針を紹介した後、さらに次のように付け加えた。「ユダヤ人グリュンスパンが行おうとしたことはドイツ民族そのものを撃つことであつた。わが民族は自らの政府を通じてそれにふさわしい回答を与えた。（ゲーリングの指揮の下にとられた迅速かつ断固たる対抗措置は）ドイツ政府とドイツ民族の完全かつ不可分の一体化を表現するものであることを断固確信する。ユダヤ人問題は今後ごく短期間の内にドイツ民族の感情を満足させる解決策を見出すことであろう。民族がそれを欲するのであり、われわれはただ民族の意思を実行するのみである。」⁽³³⁾

翌日、フェルキツシャー・ベオバハターは、ゲッベルスの演説を『ユダヤ人問題の最終解決』『すべてのユダヤ人企業はドイツ人のものへ』との大見出しとともに一面トップで報じたが、その同じ紙面に掲載された『公正な裁き』と題する無署名の論説は、ユダヤ人の一縷の望み——彼らがいまだそれを持っていたとしてのことであるが——を完全に打ち砕くものであつたにちがいない。「ナチズムは、これまでユダヤ人に対し、ナチズムの前提なり目的なりを十分理解するための時間を与えてきた。今や、われわれは、ドイツ民族を更なる被害から救うべく、これまでの戦術を変更しなければならなくなつた。ユダヤ人が、これまでのところ、すべてのドイツ人に対し距離を置き、尊敬の念をもつて接する態度を身につけることができなかつたのであれば、今や、徹底的にそのことを強制しなければならぬ。彼らは、人種的自覚をもつたドイツ民族の只中で、当然もつべき礼儀も謙虚さも弁えることがない。そのことが、彼らに対し、パリの卑劣な殺人行為への回答として、ずっと以前から彼らにとつて既に相応しかつた一切の事柄をもたらしたのである。今や堪忍袋の緒が切れた。ドイツ人の忍耐も限界に達した。すべてのユダヤ人は今後一切の慈悲なしに取り扱われることになるであろう。そのことを欲したのは彼ら自身なのだ。」⁽³⁴⁾

たしかに、これは単なる着し文句ではなかつた。その頃、先の拘禁から釈放されたユダヤ人の姿を直接眼にした人々⁽³⁵⁾

にとつて、「一切の慈悲なしに取り扱われる」ということが具体的に何を意味するかを悟らされたにちがいない。「彼らの頭は剃られ、ある者は酷く瘦せ細り、ある者は殴られたことにより顔の形が変わつてしまつていたのです。殆どの者はもはや正気のように見えませんでした。」⁽³⁶⁾ 収容所帰りの彼らを眺めるインゲたちも無論安全地帯にいたわけではない。今後同じような「無慈悲な取り扱い」を受けない保障は誰にもなかつたのだから。先の『論説』がいうように、今や、「すべてのユダヤ人」が対象となつたのだ。その者の職業や地位、財産とは無関係に、一切の権利を剝奪し、彼ら全員を日常の社会生活から完全に締め出すことが問題であつた。翌日から、再び、さまざまな指導者の手により、そしてさまざまな内容をもつた、しかし、やがて近い将来ただ一つの目標に定位し収斂する、それこそ無数の命令や布告がユダヤ人の頭上に降りかかつたのである。

一月一五日、ライヒ教育大臣ルストが、立法的解決がなされるまでの暫定措置と断りながら、ドイツ人学校への通学の禁止、ユダヤ人学校への転校、ならびに転校が行われない場合のドイツ人学校からの即時退学を命令した。⁽³⁷⁾ それは、「パリで行われた卑劣な殺人行為の結果、ドイツ人教師がユダヤ人生徒を教え、あるいは、ドイツ人生徒がユダヤ人と一緒に授業を受けることは堪えがたくなつた」⁽³⁸⁾ からだというわけであつた。一月一七日、フューラーが、新旧国防軍、またはオーストリア・ハンガリー国防軍、オーストリア連邦軍に帰属し、制服着用の権利を有するユダヤ人に対し制服着用の禁止を命令。⁽³⁸⁾ 一月一九日、ライヒ内務大臣が、公的扶助を原則として今後ユダヤ人による自発的な福祉事業に委ねることを決定。この結果、ユダヤ人を対象とする公的扶助は、こうした援助を受けられない場合に限つて、宿泊、食事、衣服、看護、病弱者および妊婦、産婦のための援助、ならびに必要な場合における医者による治療、止むを得ない場合における葬式費用の支出に關してのみこれを行い、これ以上の扶助については、そのことが「移住を促進し、あるいはその他公的利益に適う場合」⁽³⁹⁾ に限られることとなつた。一月二三日、ライヒ経済大臣が、ユダヤ人の経営する

一切の小売商店、通信販売会社、注文引受所の閉鎖と清算を命令⁽⁴⁰⁾。一月二五日、ライヒ経済大臣が、爆発物取扱許可の取り消し、ならびに今後の一切の申請の却下を決定。一月二六日、国家秘密警察局長官ハイドリツヒが、ポグロムの際に没収されたユダヤ人財産の取り扱いに関し、全国家警察支（分）署に対し、有価証券、現金、装身具、高価な日用品のリストアップと保管、ならびに、一〇〇〇ライヒスマルク以下の物品の受領証との引き換えによる元の所有者への返還、所有者の確認が不可能な有価証券、現金、装身具、自動車、毛皮、衣装等の関係財務官署への、また、食料品のNSVへの引き渡しを命令。一月二八日、ライヒ内務大臣フリックが、『公開の場所へのユダヤ人の立入りに関する警察命令⁽⁴¹⁾』を布告、各ラント上級行政官署に対し、特定地域ならびに特定時間における公開の場所への立ち入りを禁止する権限を付与。一月二九日、保安警察長官が、一月三日に予定される「国民連帯の日」の一二時から二〇時までの外出を禁止⁽⁴²⁾。同じ日、ライヒ内務大臣が、伝書鳩の所有、販売の不許可を布告⁽⁴³⁾。

一月三日はユダヤ人にとっては文字通り「国民排除の日」となった。『ライヒ市民法第七命令⁽⁴⁴⁾』が、一九三五年一月一四日の『第一命令』第四条により退職させられたユダヤ人官吏に対する年金支給に関し、一九三九年一月一日以降の減額を決定するとともに、退職官吏の内、とくに世界大戦中前線においてドイツライヒまたは同盟国のために戦ったユダヤ人官吏および待命官吏を対象とした特例措置を停止。これにより、彼らは、停年に至るまでの間退職時点における給与を年金として受給する権利を喪失。ドイツ警察長官ヒムラーが、自動車の運転、所有等に関し、ドイツ在住のドイツ国籍を有するユダヤ人を対象に、一切の自動車の運転の禁止および運転許可の取り消し、乗用自動車およびオートバイの所有の禁止、一切の種類の運転免許証ならびに乗用自動車およびオートバイ登録証の警察官署または許可官署への一九三八年一月三一日を期限とする引き渡しを命令⁽⁴⁵⁾。ここでも、「ユダヤ人グリュンスパンによるドイツ民族全体に向けられた卑劣な殺人行為が、ユダヤ人による自動車の運転および所有を疑わしいものとし、かつまた不適当ならしめ

た」との理由が付されていた。ベルリン市警察が、一月二八日付けのライヒ内務大臣『命令』にもとづき、『立入禁止に関する第一命令』⁽⁴⁶⁾を布告。これは、一二月六日以降、『命令』が「ユダヤ人追放区域」として定めた街路、広場、公園、建物への立ち入りまたは通行を禁止するものであった。差し当たりの禁止箇所として以下の場所が挙げられた。①一切の劇場、映画館、キャバレー、公開の音楽会場・講演会場、博物館、美術館、遊園地、メッセダム博覧会場、放送タワー、ドイツホール、スポーツ宮殿、ライヒスポーツ運動場、スケートリンクを含むすべての競技場、②公設・私設の浴場、室内プール、屋外プール、③ライプツィヒ通りからウンター・デン・リンデンに至るヴィルヘルム広場を含むヴィルヘルム通り、④ヘルマン・ゲーリング通りからヴィルヘルム通りに至るボス通り、⑤大学から兵器廠に至るウンター・デン・リンデン北側歩道を含むライヒ戦没者記念碑。なお、ユダヤ人が、一二月六日以降も立入・通行禁止区域に依然として居住する場合、あるいは、禁止区域内にある官署から呼び出しを受けた場合、それぞれ、居住地を管轄する地区警察官署から、前者については越境のための許可証を、また後者については立入のための一二時間有効な許可証の交付を受けなければならなかった。ただし、前者の許可証の付与期限は一九三九年七月一日までとされた。これには、故意または過失により禁止に違反した場合の措置として、一五〇ライヒスマルクの罰金または六カ月以内の禁固が定められていた。表題からも明らかな通り、今回の禁止措置は差し当たりのものでしかなかった。フェルキツシャー・ベオバハターは、警察署長の通知として、今後、短時日の内に禁止対象がベルリンの大部分の街路に拡大される予定であること、ミユンツ通りやリニエン通りのように何年も前からユダヤ人が多数居住する街区は禁止区域に入らないであろうこと、したがって、それ以外の街区に居住するユダヤ人は住居の交換等の処置によりこれらの区域への移住を計画することが得策であること、その他多くのホテル経営者からの要望に応じて将来ユダヤ人の利用は専用ホテルに制限される予定であることを伝えた。ライヒ経済大臣とライヒ内務大臣が連名で『ユダヤ人財産没収命令』⁽⁴⁷⁾を公布。第一章は、上級行政

官署に、ユダヤ人企業の所有者に対し、定められた期間内での、企業の売却または清算を命じる権限を付与。その際、とりわけ所有者が命令に従わなかった場合や期間の延長が認められなかった場合の措置として、経営の当面の継続ならびに売却または清算の実行のため管財人を任命することができる旨を規定。第二章は、上級行政官署に、ユダヤ人に対し、定められた期間内に、農業経営体または林業経営体、その他の農業または林業に関する財産、その他の土地所有権、その他の財産の全部または一部の売却を命じる権限を付与。売却に応じなかった場合等の措置は先のユダヤ人企業の場合に準ずるものとされた。その他、法律行為による不動産、不動産と同様の権利、不動産に対する権利の取得、不動産の強制競売への参加を禁止し、また、不動産、不動産同様の権利の処分に関し、上級行政官署の裁可を要件とした。第三章は、既に所有するすべての株券、鉱山株、確定利息付有価証券、類似の有価証券の『命令』発効後一週間内の、また今後新たに獲得した有価証券の獲得後一週間内の外国為替銀行への寄託を義務づけ、さらに寄託された有価証券の処分および引き渡しにつき、ライヒ経済大臣の裁可を要件とした。第四章は、金・白金・銀製品、宝石、真珠、一〇〇〇ライヒスマルクを超えるその他の装身具、美術品の取得、質入れ、仲介なしの売却を禁止した。

二月八日、ライヒ内務大臣が、一九三七年一月二六日の『ドイツ官吏法』第二五条第二項に定める官吏の第二級混血児との婚姻の例外的許可に関し、警察官吏についてはかかる許可を付与しない旨を全警察官署に通告。その理由として、『官吏団において占める警察の特別な地位、とりわけ警察とSSの緊密な関係』が挙げられた。⁵¹同日、ライヒ教育大臣が、『ライヒ市民法第二命令』による退職後も例外的に大学施設および図書館の私的な利用を許されてきた教授、教員、研究官吏に対する特別許可の即時取り消しを通告。⁵²二月一四日、コブレンツ市長が、二月三日のヒムラーの命令により運転免許証を剝奪されたユダヤ人に対し、彼らが所有する自動車のドイツ人への売却を命令。二月二〇日、ライヒ内務大臣が、薬剤師および薬剤検査士の養成教育を、第一級混血児を含め原則として禁止するとともに、今後薬

産師の認可を行わない旨を布告。一月二二日、『助産婦法』⁽⁵³⁾が、助産の仕事をドイツライヒのすべての婦人の権限であるとし、ユダヤ人女性は助産婦となりえない旨を規定。一月二八日、ゲーリングが、ユダヤ人問題に関し彼の上申にもとづいて下されたフューラーの決定を、ライヒ内務大臣、ライヒ経済大臣、その他の大臣宛てに速達便で送付した。即ち、「ユダヤ人の寝台車及び食堂車の利用は禁止すべきものとする。……ユダヤ人の立入禁止措置は、特定の公共施設等に限りて行うべきものとする。たとえば、ホテルカイザーホーフ等のとりわけ党員が利用するホテル、飲食店がこれに該当する。その他、立入禁止の措置は、プール、特定の公共の広場、水泳場等に関し行いうるものとする。医療のための浴場の利用については、医療上必要である場合、個々のケースにおいて、認めうるものとする。ただし、他の利用者の感情を害さない場合に限られる。」⁽⁵⁴⁾

年が明けても特別立法の波は収まらなかつた。一月一六日、ライヒ経済大臣が、『ユダヤ人財産没収命令』第三章の適用対象を、ユダヤ人企業とみなされる合名会社、合資会社、社団法人、財団法人、営利企業以外の企業体へ拡大。⁽⁵⁵⁾一月一七日、『ライヒ市民法第八命令』⁽⁵⁶⁾が、歯科医、獣医、薬剤師の免許の一九三九年一月三一日付けの失効、ならびに従来国家免許を必要としなかつた治療師、歯科技工士等の医療行為の禁止を命令。二月一八日、『治療師法のための第一施行令』⁽⁵⁷⁾が、医師免許をもつことなく、治療行為を行い、行おうとする者に対し、一九三九年四月一日までの居住地を管轄する下級行政官署への申請を義務づけ、申請者本人または配偶者がドイツ人または類縁の血をもたない場合の不許可を規定。二月二一日、『ユダヤ人財産申告令に関する第三命令』⁽⁵⁸⁾が、金・白金・銀製品、宝石、真珠の公設購買所への引き渡しを命令。⁽⁵⁹⁾三月二五日、『ヒトラーユーゲント法第二施行令』⁽⁶⁰⁾が、ヒトラーユーゲントへの参加資格を剝奪。三月二九日、『ライヒ狩猟法第四施行令』⁽⁶¹⁾が、狩猟権の賃借資格の剝奪ならびに狩猟免許の不交付を規定。四月一二日、ライヒ内務大臣が、一九三八年一月九日の作戦行動によりシナゴグおよびユダヤ人団体から押収した一切の文書資料のゲ

シユタポへの引き渡しを命令。四月三〇日、『ユダヤ人との借家契約に関する法律』⁽⁶²⁾が、借家法上の保護を剝奪し、ドイツ人貸主に対し「自由な」解約告知権を付与。五月六日、ライヒ経済大臣が、外国への贈答物品の発送を原則的に禁止。五月八日、ライヒ経済大臣が、旅行代理業の六月一日以降の営業禁止を布告。⁽⁶³⁾五月二〇日、ライヒ内務大臣が、薬局の営業権の六月三〇日までの譲渡を布告。⁽⁶⁴⁾六月一二日、ライヒ内務大臣が、官吏となりえない者を医師免許交付対象者から無条件に除外する旨を布告。⁽⁶⁵⁾六月一六日、ライヒ内務大臣が、湯治場の利用を原則的に禁止。六月二四日、ライヒ経済大臣が、外国への旅行・輸送費用の一切の支払いにつき、裁可が必要である旨を布告。七月四日、『ライヒ市民法第一〇命令』⁽⁶⁶⁾が、ユダヤ人の国外移住の促進、ならびにユダヤ人学校の運営、福祉活動の主事を目的に、「ドイツ在住ユダヤ人ライヒ連合会」の設置を規定。これ以降、ユダヤ人の子弟は連合会が運営する学校への通学のみが許され、また、ユダヤ人に対する福祉活動の一切が連合会に委ねられることとなった。八月一日、ドイツライヒ宝くじ協会会長が、宝くじの販売ならびに賞金の交付を禁止。八月九日、ライヒ法務大臣が、軍隊手帳および徴兵検査証の没収ならびに除籍証明書⁽⁶⁷⁾の交付を命令。八月一四日、ライヒ教育大臣およびライヒ内務大臣が、『ライヒ市民法第一〇命令』第二章の実施に關し、公立・私立を問わず、また教員養成学校を含め、九月三〇日までに連合会が運営を引き受けなかつたすべてのユダヤ人学校の閉鎖を命令。⁽⁶⁸⁾八月一六日、ライヒ経済大臣が、現金の外国為替銀行の指定口座への振り込みを命令し、また引き出しについても許可制とする旨を布告。八月二四日、ライヒ経済大臣が、経済からのユダヤ人の排除が決定された後も特別に許可されてきた埋葬業および理髪業につき、それぞれの業務をユダヤ人顧客に限定する旨を布告。

ポグロム以降ポーランド侵攻に至る、およそ九カ月余り、一月一〇日のSSライヒ指導者兼ドイツ警察長官による武器所有者に対する保安拘禁令に始まった「矢継ぎ早や」の立法措置の数々は、たしかに一月一二日の会議でゲーリングが語ったように、ユダヤ人にとつてのみならず、指導部自身にとつても「目が回るほど」のものであつたにちがいない。

ない。しかし、これらの法律・命令等によるユダヤ人の権利や財産の剝奪、孤立化の一層の進展も、やがて明らかになるように、ユダヤ人迫害の新たな段階のための準備作業に過ぎなかつた。

- (1) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 27. S. 163.
- (2) この発言の半年余り前の三月二十六日、ゲーリングは、ヴァーレンの演説の中で、「ブリア化」を誤った処置や馬鹿げた手段でもって損なうようなことがあつてはならぬこと、それは「完全に体系的に、十分な熟慮をもつて」のみ遂行しうる事柄であるとの認識を明らかにした。(Die Deutsche Volkswirtschaft. 1938. S. 466.)
- (3) Volkslicher Beobachter. Münchener Ausgabe. Vom 8.11.1938.
- (4) Deutsche Allgemeine Zeitung. Vom 8.11.1938.
- (5) インゲ・ハインツェンローンによると、当時ユダヤ人たちの会話は常に「せめて彼が死にさえしなければ……」という言葉で始まつたという。「彼らは、ラートに対する殺害行為がナチスにこの上もない口実を与えることにはなるのではないか」とのもっともな不安を感じていたので。(U. Deutschrton, "Ich trug den gelben Stern." (1978[1985]). S. 36.)
- (6) エトララーの発言は、ニュルンベルクの法廷で、クマヴェルツが証言の場を居合させたA指導者オーバーニッツから聞いた話として伝えるものである。(Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 12. S. 381.)その他、フォム・ラート死亡の報せの前後の様子については、その大将でありシモン・ヘン警察署長でもあつたエバーシタマンの証言がある。(Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 20. S. 297ff.)
- (7) エトララーが退席した後の集会の様相については、ゲッベルスの演説も含め、党最高裁判官フフがゲーリングに提出した一九三九年二月十三日付の報告書 (Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 32. S. 20ff.) によらる。
- (8) H.-J. Döschel, "Reichskristallnacht." (1988) S. 96. [小岸訳『水晶の夜』]
- (9) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 25. S. 376f.

- (10) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 31. S. 515f.
- (11) ポゾロムの首謀者は誰であったのか。当夜の国家警察およびその役割が補助的・受動的なものではなかったことは電信内容からも推測されるべきであり、その限り、ハイドリッヒやシュューラーが首謀者であったとは考えられぬ。ミュンヘンでの古参党員の集会に参加していたライヒ青年指導者シーラッハ、ミュンヘン警察署長エバーシュタインは、ニエルンベルクの法廷において、主たる責任を負うべき者として、ライヒ宣伝大臣の名前を挙げている。(Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 14. S. 422.; Bd. 20. S. 293.) たしかに、旧市庁舎での彼の演説がポゾロムを解き放つたことからするならば、ゲッベルスの責任は免れえないものであろう。しかし、彼が十一月九日の夜に果たした役割はより大きな計画の一部ではなかったのではなからうか。オットー・ディートリッヒは、『回想録』(O. Dietrich, "Zwölf Jahre mit Hitler." (1955) S. 55f.) の中で、ヒトラーこそがポゾロムの唯一の首謀者であり、彼がゲッベルスに対し作戦開始の命令権を、またそれに必要な指令をSAに下す権限を与えたのだとする。
- (12) I. Deuschtron, a.a.O., S. 34f. の他、当時の新聞報道や目撃者の報告等について、たとえば、H.-J. Döschel, a.a.O., S. 82f., 103ff.; W. Wippermann, "Das Leben in Frankfurt zur NS-Zeit. Bd. 1." (1986) S. 201ff.
- (13) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 32. S. 1f. 翌日開かれた関係閣僚会議の席上、ハイドリッヒが改めて挙げた数字は以下の通りである。焼き払われたシナゴーズ一〇一、破壊されたシナゴーズ七六、破壊された商店七五〇〇。なお、ツェントナー等の編集になる『レキシコン』は、破壊された商店七五〇〇、焼き払われたシナゴーズ一七一、殺害されたユダヤ人九一、強制収容所に送られたユダヤ人二六〇〇〇という数字を挙げている。
- (C. Zentner/F. Bedürftig, "Das grosse Lexikon des Dritten Reiches." (1985) S. 335.)
- (14) Das Schwarze Korps. Vom 3.11.1938.
- (15) ユダヤ人公証人ノイマンは、当夜、SSの追手の迫る中で、「自分は追われている犯罪者のように感じられた」という。「しかし、私の犯した唯一の犯罪とはユダヤ人であることではなかった。」(S. Neumann, "Nacht über Deutschland." (1978) S. 107.)
- (16) (ed.) J. Walk, "Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat." (1981) S. 253.
- (17) R. Thalmann, "Die Kristalnacht." (1987) S. 163.

- (8) S. Neumann, a.a.O., S. 112.
- (9) E. Kogon, "Der SS-Staat" (1974[1988]) S. 229f.
- (10) Völkischer Beobachter. Vom 11.11.1938. 政治指導部が一旦解き放ったボツロムの中止はやっきとなっていた様子は、
この声明に続く「ノイエリッヒ」が「略奪行為に対する厳しい措置を命じる緊急報を國家警察支分」署宛てた立て続けに
三種発行した「Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 31. S. 518f.」や
「この頃」が「この頃」。
- (11) H.-J. Dörscher, a.a.O., S. 173.
- (12) 以下で紹介する各種法令の出典は「特記以外は以下の三つの文献またはいずれかによる」。B. Blau, "Das Ausnahmerecht
für die Juden in Deutschland 1933-1945." 3. Aufl. (1965) ; (ed.) P. Sauer, "Dokumente über die Verfolgung der jüdischen
Bürger in Baden-Württemberg durch das Nationalsozialistische Regime 1933-1945. Teil 1.2." (1966) ; (ed.) J. Walk,
a.a.O.
- (13) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 1573.
- (14) Pfundner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht." Ib-42. S. 57 (neu).
- (15) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 28. S. 499ff.
- (16) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 1579.
- (17) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 1638.
- (18) 一〇%の負担に上つては全額の支払いが不可能と予測された段階で、ライヒ大蔵大臣は、一九三九年一〇月一九日付け
『命令』(Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 2059.)により、負担割合を二五%に増やし、支払い期日を一九三九年一二月
一五日とする措置をとった。
- (19) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 1580.
- (20) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 1581.
- (21) (ed.) J. Hohlfeld, "Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte von 1848 bis zur Gegenwart. Bd. 4." S. 502.
- (22) Völkischer Beobachter. Vom 14.11.1938.

- (33) A.a.O.
- (34) A.a.O.
- (35) 政治指導部は、今回拘禁されたユダヤ人をいつまでも收容しておくつもりはなかった。S.S.ライヒ指導者兼ドイツ警察長官は、早くも一月一日、「当該ユダヤ人が国外移住の証明書を所有している」か、あるいは「本人がその者の所有する企業の存続にとって不可欠な存在である」ことを条件に釈放を指示した。その後、保安警察長官は、一月二五日、「労働能力を有し、かつ六〇才以下のユダヤ人」の最寄りの強制収容所への移送を、一月二九日、「かつて前線兵士であったすべてのユダヤ人」の釈放を、二月二日、「五〇才以上のユダヤ人」の釈放をそれぞれ指示した。これらの指示にもついで、ユダヤ人の「釈放」が、ザクセンハウゼンでは拘禁後六日目から、その他の収容所でもその数日後から始まり、翌年の春頃まで継続して行われた。なお、タールマン等によると、上記の『命令』の条件を満たさないユダヤ人については、解放のために、法外な安値で自己の企業をアーリア化することに合意しなければならなかったという。(R. Thalmann, a.a.O., S. 187.; H.-J. Döschel, a.a.O., S. 110ff.)
- (36) I. Deutschkron, a.a.O., S. 42.
- (37) Deutsche Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung, 1938, S. 520. 一九三八年七月六日付けの『ドイツライヒにおける就学義務に関する法律』(Reichsgesetzblatt, 1938, Teil I.S. 799.) は、「普通就学義務」に関し以下の定めを置いた。「ドイツライヒにおいては、普通就学義務が存する。それは、ナチズムの精神にもとづきドイツ人青少年を教育し教授することを保障する。ドイツ国籍を有するすべての子供及び青少年は就学義務に服するものとする。」この第一条第一項の規定による限り、ドイツ国籍を有する異民族、それ故、ユダヤ人もまた就学義務を負うこととなる。その理由として、『法律』の注釈者は、「公の秩序の利益のため」を挙げている。しかし、「それでもつて、これらの子供の入学について配慮する義務が国家の側に生まれたわけではなかった。むしろ、国家が就学義務を利用するか、またどのようにするかは国家の決定に委ねられている。」ユダヤ人学校への通学を定めた十一月五日のルストの決定は、こうした根拠にもとづいて行われたものであったとされる。(Pfundner/Neubert, "Das Neue Deutsche Reichsrecht," Id-18, S. 14 (neu).)
- (38) Reichsgesetzblatt, 1938, Teil I.S. 1611.
- (39) Reichsgesetzblatt, 1938, Teil I.S. 1649.

- (40) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 1642.
- (41) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 1676.
- (42) Tribüne. Zeitschrift zum Verständnis des Judentums. Jg. 17,1978. H. 68. S. 51.
- (43) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 1749.
- (44) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 1751.
- (45) Völkischer Beobachter. Vom 4.12.1938.
- (46) A.a.O.
- (47) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 1709.
- (48) 營業持ち分、組合持ち分、有限会社持ち分、株式等がこられた金である。 (Pfundner/Neubert, "Das Neue Deutsche Reichsrecht" III-e. 22. S. 20 (neu))
- (49) 地上権、鉱業権等が該詞である。 (Pfundner/Neubert, a.a.O.)
- (50) 抵押権、土地債務等が該詞である。 (Pfundner/Neubert, a.a.O.)
- (51) Ministerial = Blatt des Reichs = und Preußischen Ministeriums des Innern. 1938. S. 2111.
- (52) Deutsche Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung. 1938. S. 550.
- (53) Reichsgesetzblatt. 1938. Teil I.S. 1893.
- (54) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 25. S. 131ff.
- (55) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I.S. 37.
- (56) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I.S. 47.
- (57) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I.S. 259.
- (58) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I.S. 282.
- (59) 当初の引渡期限は一九三九年三月七日であったが、その後三月三日付けの『命令』(Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I.S. 387.) は三月三十一日まで延長する措置をとった。なお、ライヒ経済大臣の三月一日付けの秘密命令は、貴金屬製品の供出義務に關し、以下の物品については例外とした。自己および死亡した配偶者の結婚指輪、銀製の腕時計、懷中時計、日用の銀製食器

——一人当たり二本のスプーン、フォーク、ナイフ——、その他二〇〇グラム以内の銀製品、個人用の入れ歯。

- (60) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I.S. 710.
- (61) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I.S. 643.
- (62) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I.S. 864.
- (63) Ministerial = Blatt des Reichs = und Preubischen Ministeriums des Innern. 1939. S. 895.
- (64) Ministerial = Blatt des Reichs = und Preubischen Ministeriums des Innern. 1939. S. 1137.
- (65) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I.S. 1014.
- (66) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I.S. 1097.
- (67) Ministerial = Blatt des Reichs = und Preubischen Ministeriums des Innern. 1939. S. 1718.
- (68) Ministerial = Blatt des Reichs = und Preubischen Ministeriums des Innern. 1939. S. 1985.